

「出来事」の形式と「行為」の形式：カント倫理学 への一視点

柏田，康史

<https://doi.org/10.15017/1397674>

出版情報：哲学論文集. 17, pp.75-94, 1981-09-20. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

「出来事」の形式と「行為」の形式

——カント倫理学への一視点——

柏 田 康 史

人間の「行為」は諸事実の系列としての「出来事」なのではない。つまり問題は、行為がどのような事実によって経験的につくりあげられるのかということよりも、むしろ、それらをどのようにかたちづくり、それにいかなる形式を与えることによって「行為」といわれるものになすのかということにある。つまり、それをどのように行為するかというその仕方、その「形式」にこそ、はじめてそれらが人間の行為として成立するゆえんのものがあると思われる。そしてそのような形式はまた、「人間」が、単に出来事の一環としてではなく、行為の「主体」として問われうるための根拠にもかかわるであろう。——以下の小論はかかる問題意識を基調とし、『純粹理性批判』の「二律背反論」、とくにその「第九節、Ⅲ」を主たるテキストとして、カント倫理学へのひとつの予備的考察を行うものである。

一 「道德的」ということ、および「行為」とその「主体」

「道德的」あるいは「倫理的」ということ

「行為 (Handlung)」の問題はカントの場合、道德的な問題に属し、自然現象あるいは「自然の出来事 (Begebenheit)」とは區別されるべきことがらとして問われる。しかしそもそも、「道德的」あるいは「倫理的」とはどういうことなのか？——さしあたってこのことを概観しておきたい。

たとえばわれわれは通常、ある人や人の行為について、「道德的である」とか「道德的でない (非道德的である) 」と言う。あるいは「より道德的である・ない」とも。だが、そうしたいわば日常的な用法における「道德的・非道德的」ということは、「道德的によい・わるい」ということを意味するであろう。——しかしその二つのことは、本来別のことからである。換言すれば、道德的・倫理的な観点と、そうした観点から下される何らかの評価とは別のことである。カントもまた両者をしれば同じ意味で使う場合もあるのだが (「道德的」 || 「道德的によい」というふうに)、その二つのことを明確に區別しておくことは、さしあたって何より重要であろう。

だがそもそも「道德的・倫理的な観点」とは何なのか？ あるいは、人やその行為をそうした観点から見たり評価したりするということはどういうことなのか？ そしてまた一般に、「価値判断」あるいは「価値」と、人間やその行為とはどのような関係にあるのか？

たとえば、まずはじめに人間やその行為が何かひとつの「事実」としてあり、それを不変の因子としたうえで、その人間や行為がある場合に倫理的な観点から見られたり、何らかの価値観によって評価されたりするのだろうか？ 比喩的に言えば、人間はまず基体としてある圏域 (例えば「自然」) の内に存在し、次にこの者が、別の倫理的な圏域に出たり入ったりし、あるいは何らかの価値の様相を身につけたりつけなかつたりするのだろうか？ ——しかし、いづれにせよそのような

場合には、「道徳的」および「倫理的」ということは、また「価値」と呼ばれるものも、人間がそのものとしてあるという場所には少くとも関わりないこととならう。

そこで問題は、人間がそのものとしてあること、つまりその「自体存在(an sich Sein)」を、いったいどのような場所でのような仕方でも確保しうるのか、ということにある。そしてカントにおいて「道徳的」および「倫理的」ということは、そしてそれらへの問いは、人間のかかる自体存在——「もの自体(Ding an sich)」としてあること——と、その人間の行為とを成立させる場所にかかわることがらであり、問いであった。そして、そうした基体、あるいはもの自体としての人間は、決してあらかじめ何か実体的に立てられうるものではなく、後者のこと、すなわち「行為」の成立の「形式」への問いともにはじめて確立されるべきことであった。

もとより、人間のなすこと関わること全てを倫理的な問題に属するものとみることとはできない。あるいは、道徳的な観点が唯一の観点ではないことは言うまでもない。カントにおいて「自然」と「倫理」とは、その意味で異なる観点なのであり、それらは別個の形式をもつ論理空間である。しかし、この自然と倫理という区別は、いわゆる「自然と人間」といった、いわば存在者の領域的な区別ではない。まず「自然」ということについて言えば、それはカントの場合、あれこれの存在者の総体としてはじめに与えられるべきものではなく、「自然法則」という論理形式の体系によってはじめて開示されるひとつの論理空間の名称である。この空間はそれゆえ、「人間的」な事柄をもその内部に含みうる。つまり、いわゆる「自然界」のみならず、「人間界」のことがらもまた、自然現象に対して適用されるのと同じ論理形式(法則)によって説明し理解することは無論可能であるし、またそれは一方でつねになされていることでもある。

しかし一般に、問いの地平の相異や「観点の多様性」ということは、たとえばひとつの立体がいくつかの面をもっているといったことではないだろう。あるひとつの問いが発せられる地平と、問いかけられていることがらが存在する地平とは同一の地平をなすと思われる。そして「倫理的」ということは本来、人間のなすこと、即ち「行為」のひとつの側面にかかわる

ことなのではなく、むしろ、それが及びうるのと同じ射程をもつことがらであり、それ故また、その行為の成立に不可分にかかわる地平なのではないか。

行為とその主体

つまり、人間がなすこととしての行為は、「自然」の論理形式によって解され説明されるような単に自然的な出来事や現象ではないであろうし、したがって人間それ自身の方もまた、そのような出来事の一環ではなく、その行為のいわゆる「主体」でもなくてはならない。

行為は、それがおよそ行為である限り、誰かによってなされたものであり、つまり、その主体をもつ。換言すれば、ある行為がひとつの「結果・実現 (Wirkung)」であるとするれば、それを生起せしめた者、即ちその「原因」がいなくてはならない。——しかしそもそも、それを生起せしめたもの、即ちその原因は誰なのか (Who) ？と問うことと何なのか (What) ？と問うことは、どこでどのようにに区別されるのか。つまり、その原因は (カントの用語によれば) 「人格 (Person)」なのかそれとも「物件 (Sache)」なのかはどう区別できるのか。つまりまた、その結果の生成は、単に「主語にすぎないようなもの (物) によって引き起こされた「出来事」にすぎないのか、それともそれ以上に、personal (人格的) な「主体」によって実現された「行為」なのかということ、どのようなかたちによって分けることができるのだろうか？そこでこのことを、〈あるものが何かをなす〉という〈主「述」〉の形式において考察したい。つまり、〈S が P をなす〉という形式を、出来事および行為の一般的記述形式として、とりあえずここで設定する。

では、このことを主体とその行為の問題としてとらえ、それをあくまで単なる現象や出来事とは区別されるような行為として、つまり、人間のなすこととしての「倫理」に関わる事柄として問いうるためには、何がなくてはならないのか。つまり、〈S が P (何か) をなす〉ということにおいて、〈何かをなす〉ということが何をなすこととして問われれば、それが倫

「出来事」の形式と「行為」の形式

理的「行為」となり、そして〈Sが〉ということが誰がそれをなすならば、それが倫理的「主体」となるのか。あるいは、〈SがPをなす〉ということがいかなる仕方^{b)}でなされるならば、つまりその全体がどのような形式をもつならば、それが倫理的「行為」と呼びうるものとなるのか（既述したように、「倫理的」ということは、「倫理的によい」ということは別のことである）。

しかしここでは、このことをもつばら行為の主体ということに限って考察する。——まず、この〈SがPをなす〉という形式で言い表わされる事態を、単なる出来事と区別されるような「行為」の問題とするために、はじめにこの主語〈S〉を「人間」と前提しておくわけにはゆかない。というのもその場合、いかなる規程によって人間とそうでないものとを分けるのか、あるいはそもそも人間とは何なのかということとは、どこか別の場所で前提されていなければならないだろうし、従って、ここで問われている行為の形式の内部に入っていないからである。ここで問われていることは行為の主体としての人間の規定であり、そして行為とその主体とは別々の場所で決めることはできないだろうからである。

まず、〈SがPをなす〉ということは、むしろ単なる出来事の記述でありうる（例えば「太陽が石を暖める」。それは、「太陽が顔を隠す」といった、いわゆる擬人的記述の場合も同様）。——次に、たとえ〈S〉が人間であったとしても、その「人間」は、そこで記述された現象や出来事の主語、あるいは「behavior」、即ち動作や所作の主語ではあっても、それ以上に、行為の人格的主体と呼び分ける理由はないかもしれない（例えば「ある男が手を上げる」。そして、この動作をなしている限りでの男は、ある場合には「人間の姿をしたロボット」かも知れない。つまりかかる場合、単に「擬人的」かそうでないかを分ける徴表はないわけである。——さらにこのことはむしろ、〈S〉が人称代名詞であっても同様である。そしてそれは、「わたし」という、ある唯一の特権をもつとされる人称の場合も同様であろう（例えば、「彼が手を上げる」ということと「私が手を上げる」ということは、いづれも同じ確実性をもつことがらである）。

つまりこうした問題は、単に主体とその行為との関係の問題にとどまらず、より一般的に、主語Sと述語Pとの関係の問

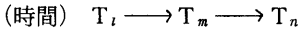
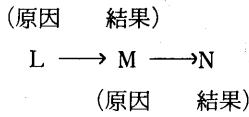
題であり、とくに、主語を、述語との関係とは別のところでそれ自身「実体的」に措定しうるのかどうかという問題である。——そして、この点に関するカントの基本的な把握は、主語Sは述語Pによって、あるいは述語Pとの関係においてはじめて規定され限定される、ということであったと思われる。つまりこのことは、その主語にあたるものが「認識（経験）の対象」である場合にも、「思惟の Subjekt（主観）」である場合にも、そしてまた「行為の Subjekt（主体）」である場合にも、いづれも一貫していたと解されうるのである。

——それゆえ、行為が一般的に（SがPをなす）という形式をとるとすれば、この形式の外部で、即ち（Pをなす）ということと切り離しては、主語Sをあらかじめ「行為の主体」として確保しておくことはできないのではないか。つまりそれは、SとPとの関係のいわば論理的形式においてはじめて決まるのではないか。つまり行為の主体は、それがなす行為の何であるかということ、あるいはその行為をなす仕方の如何にということを根源的に決める地平の成立によって、はじめて行為の主体として限定されるのであると思われる。

二 出来事の形式

カントは「倫理的」な問いの地平を開示するにあたって、「出来事」と「行為」とを区別する規準を問うている。この区別は「自然の現象」と「人間のなすこと」という相異として、一見自明であるようにみえる。だがそうした相異は帰結であって出発点ではない。つまりそれは、それらがそれぞれのようなかたちにおいて生起するのかわかという、その「形式」を問うことによってのみ区別しうることである。そうした形式への問いは、カントによれば「先験的」あるいは「形而上学的」な問いであり、そして、その論理的形式が定まって後にはじめて、それが自然の現象や人間の行為として語りうるものとなるのである。そこでこの節ではまず、出来事の論理的形式である「自然因果性」を中心に検討する。

「出来事」の形式と「行為」の形式



(ii) すなわち、ある出来事Nは、それに先行する他の出来事Mによって引き起こされる。つまり、〈原因M↓結果N〉という関係形式をもつ。そしてこの原因Mも、それ自身がまた出来事であり、〈原因L↓結果M〉という関係形式をもっている。したがってある出来事〈M〉は、〈原因L↓結果M〉〈原因M↓結果N〉という関係形式をもっている。したがって当然その意味も異なる。つまり原因と結果の関係は、〈因と果という〉ひとつの落差をもった、そしてそのつど完結した関係である。それは単に水平的な連鎖を形成してゆくのではない。カントのことによれば、それは「同種のもの数学的關係」ではなく、「異種なもの力学的關係」である。

「純粹理性批判」 「弁証論」の「二律背反論」では次のように述べられている。

「現象における原因のうちには、ある系列を端的にみずから開始できるようなものはないことは確實である。現象としてすべての作用は、それがある出来事を生ぜしめるかぎり、それ自身、そこに原因の見いだされるようなある他の状態を前提するところの出来事 (Begebenheit oder Ereignis) である。かくして、生起するすべてはただ系列の進行にすぎず、自ら生ずるような始まりのごときはそこにはない。それゆえ、時間の経過における自然原因のすべての作用は、それ自身再び結果であり、それらの原因は同じく時間系列のうちに前提されているのである。」¹⁾

ここに「出来事」の形式(自然因果性)が概括されている。以下、「分析論」の「原則論」などからも補足しつつ、整理してみよう。

(i) 出来事とは、現象から現象へ、出来事から出来事へという経過である。

しかし、それは諸事実の不定でかたちな流れなのではなく、ひとつの出来事として生起するかぎり、ある形式をもって

(m) しかしこの原因も結果も、ともに出来事としてすべて「時間経過のうちに」ある。しかも、結果は決して原因には先行しない。(e) つまり、その順序(先後関係)の不可逆性という「時間系列のうちに」ある。つまり出来事は、それが原因であれ結果であれ、つねに同時に時間形式のもとに立つ。それゆえ、そのつど落差をもち完結した因果関係も、時間 $\langle T_1 \downarrow T_m \downarrow T_n \rangle$ という地平上の出来事として、そのかぎりで同種のものの継起として水平化され相対化されることとなる。

以下「時間」というものが、出来事と行為を、したがってまた「二つの因果性」(自然因果性と自由の因果性)を分かつ重要な規準となる。そこでひとつの確認をしておきたい。つまり出来事と時間との関係であるが、時間とは、いわばその中を諸事実や出来事が流れてゆくような川のようにあるのではなく、その現象や出来事と一体のものとして、つまりその出来事の生起のひとつのかたちとしてあるものである。そしてこの時間の「流れのかたち」は、カントによれば「カテゴリー」なしでは決まらない。とくに通常「時間の性質」と呼ばれる持続性、前後関係、同時性などはそれぞれ、実体性、因果性、相互性のカテゴリーとともに規定されるのである。そして、このようにして「時間系列」あるいは時間地平が形成されるのである。

したがって言うまでもないことだが、出来事にそのかたちを与えるものは、単に因果性だけではなく、カテゴリー全体である。つまり、「カテゴリー+時間」としての「先験的原則」の体系全体が出来事の形式なのであって、因果性はその代表的な一例なのである。なかでも特に「実体性」の原則は、カントはこの行為論の箇所では表立って論じてはいないが、因果性と並んで重要な意味をもつことになる。というのも、それは「行為の主体性」という問題にかかわってくるからである。(f) しかし、出来事の形式としてのカントの実体性は、時間 $\langle T_1 \downarrow T_n \rangle$ において持続するもの量的同一性を意味する。この実体はカントがとくに「現象的実体」と呼ぶものであり、それは、時間の、そしてまた空間の形式のもとに与えられうる「経験の対象」の持続性であり、同一性である。

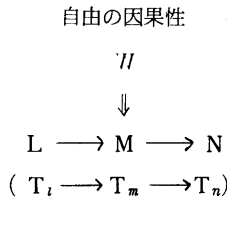
「出来事」の形式と「行為」の形式

以上は基本的には「原則論」に述べられていることではあるが、そうした出来事の形式を確認しておくことは、自然と自由の「二律背反論」に入って、それを行為の形式と区別してゆくためにひとつの視点を与えてくれることとなる。——つまりわれわれはしばしば、何か次のような図式をたててしまうのではないか。すなわち、まず「行為の主体」なるものを現象的な実体として *objektiv* (对象的・客観的) に措定し、そして次に、一方ではこのものの「内部」に「心的な」過程を(例えば「動機」として)、そして他方ではこのものの「外的な」、つまり *körperlich* (物的・身体的) な運動あるいは行動といったものを設定する。そして「行為」ということを一般に後者のこと、すなわち、何か *objektiv* に観察されうる「behavior」(ふるまい、動作、行動) といったこととして問題にする——というふうに。「われわれがもっぱら観察する場合には、われわれはやはり人間にかかる経験的な性格に関してのみ考察するのであり、人間学においてなされるように、人間の行為の動因を自然科学的に探求しようとするのである」²⁾。つまりこの場合の行為の主体とは、——たとえそれが「わたし」という名で呼ばれたとしても——むしろ客・体あるいは対象として、しかも「経験的对象」として措定されているといえよう。したがって、「かかる主体は、現象として、因果結合の法則の規定に従い、……そしてかれのすべての行為は、自然法則によって説明されざるを得ないであろう」³⁾。

むしろ人間の行為は、いわゆる物理現象を説明するようには単純に説明されるわけではない。しかし、それが例えば「人間学」的な仕方でなされるとしても、カントによればそれは「自然学の第二部門」であって、その根本的な論理形式は「自然法則」ということにならう。問題は、行為とその主体とをどのような場所で、そしてどのような形式でとらえるかということにある。——つまり、あることがらが、たとえそれが「自ら動くもの」の「行動」や「人間の行為」と呼ばれたとしても、もし、その行動や行為をそれとして第一次的に措定しとらえる仕方が、時空の地平上で生起することがらの実体性や因果性として、結局は経験的・对象的にとらえられているとすれば、そうした「行為」も、その基礎的な成立に関しては「出来事」の形式にもとづくのであり、したがって「自然」の論理形式に属することになるといえよう。^{o.ki}

三 行為の形式

では、出来事とはその成立の仕方が異なるところの「行為」とは、いかなる形式をもつのか？ カントはそれを、「自然の因果性」と區別して「自由の因果性」と呼ぶ。ではこの自由の因果性とはどのような形式なのか。



カントはまず次のように問いを起す。すなわち、「一方では単なる自然の結果であるその同じ出来事を、それにもかかわらず他方では自由からの結果と見ることの可能性」として問うのである。つまりまず出来事Mを、一方ではLの結果として、他方ではWの結果として、二つの観点から見るこの可能性が問われる（この二つの観点とは、「自然と自由」ひいては「自然と倫理」という観点を意味することになる）。L↓M↓Nという時間軸上の水平方向の関係形式が自然因果性であることはすでに見たが、このW↓M↓Nという「出来事の系列を自ら開始する因果性」⁽⁵⁾が（ひとまず）自由の因果性とされる。

つまり問題は、図において垂直方向から働きかける新しい原因Wにあるわけであり、この原因が出来事から行為を區別し、行為たらしめるわけである。整理してみよう。

- (i) まず、この行為の原因であるWは、「理性」あるいはとくに「意志」と呼ばれるものである。
- (ii) 行為は、出来事（現象）ではないものから出来事へという仕方で生起することである。つまりその原因であるWは、**それ自身は出来事あるいは現象ではない。**

(iii) そして、その原因Wは出来事ではないのだから、**ある他の出来事の結果であるということとはなく、つねに原因である。**それは「おのずから (von selbst) 始まる」のであり、「端的な始原 (Anfang) 」である。

(iv) したがってその原因Wは「時間条件の下には属さない」⁽⁶⁾。つまり時間地平（同様に空間地平）上にはない。

ところでカントは行為の問題を、そしてその形式である自由を考察してゆくにあたって、なぜ先の図のような構図で問いつて始めたのか？ (i) そもそも「同じ出来事」を、二つの異なる因果性の結果として見ることの可能性」とは何を意味しているのか。ここには、一般的に言つて、ある同一のものを異なる観点から見ると、同一の」ということに伴うある曖昧さがあるのではないか？ (ii) そしてそのことと並行して、カントは「行為」ということを一方では何か出来事的地平で、つまりは現象世界におけるある変易の生起といったこととしてとらえているようにみえる。つまり、先の図の〈M〉というところで行為がなされたことと考えているようにみえる。とすると、その成立はあくまで「変易するものもの法則」である出来事の形式による他ないのではないか？ (iii) つまるところそれは、目に見える、あるいは objectively に観察される身体的な行為」と、目に見えぬ、あるいは objectively には観察され得ぬその心理的な原因や動機」といった図式に帰着してしまうのではないか？ しかもカントは行為の原因を、即ち、行為がそこからなされるというその始まりの場所を、「理性（知性）や意志」という心的「能力」に帰しているのではないか。

(i)の問題は、「自然」と「自由」（倫理）という二つの観点が矛盾することなく両立しなければならないという、カントの問題提起に由来する。このことについては、次節「四」の「限界づけ」ということに関わる問題である。——(ii)に関しては、その点でたしかにカントは「行為」という言葉あるいは概念を、十分に彫琢しているとはいえない。しかしそのことは、カントの意図に沿つて行為を出来事から区別するというこの小論の基本的な構造には抵触しない。

そこで、そうした問題を念頭に入れつつ、カントの問題意識に沿つて、最後の(iii)のところから考えてゆこう。

ある能力、つまり理性と意志によって出来事をみずから実現する（引き起こす）こと——とすることによって「自由

の因果性」を、つまり「行為」の論理的規準を開いてゆくということは、どういふことなのか。それはさしあたって次のようなことと考えられる。即ち、われわれ人間の行為とは、(物体の運動のように)単に動かされることではなく、みずから動くことあるいは動かすことである。しかも何らかの内的な原理、あるいは心的な能力をもってそうする。つまりひとつには「意志」をもって、即ち「意欲する(wollen)」という仕方です。そしてさらにその上に、「理性(知性)」をもって、つまり、「己れがなすことを何らかの意味で知りつつなす。したがって、意志と知性をもって」ということがまた、単なる物体の運動や動物の行動から、人間の行為を区別する規準なのでもある、と。——つまりそもそも、かかる理性や意志という「能力(Vermögen)」とは、あらかじめ措定されている存在者になにかものように付着しているものとしてではなく、むしろ、欲しつつなす、知りつつなすという仕方です。なすことを可能ならしめること(Ver-mögen)として、つまり「可能性」として解されねばならない。そして、そうした「意志や理性という能力の「性格」である自由」とは、欲しつつ知りつつなすという、そのような行為の可能性の形式を意味するのだといえよう。

いづれにせよ、己れがなすことを知りつつ欲するということが人間の行為を人間の行為たらしめる原理であることは間違いない、その限りでカントも、行為の問題ひいては「倫理的」な問題を、「意志と理性をもつ存在者」のなすことの問題として問うたのだと思われる。——しかし、このことだけでは事態はまだ限定されていない。つまり問題はむしろここで再び始まるのにすぎない。というのもその場合、(己れがなすことを)いかなる意味において知りいかなる仕方でするかという、その仕方、つまりその「形式」が再度問われざるを得ないからである。したがって、行為の形式への問いはおのずから、それを欲する意欲のかたち、その「意志規定」の形式への問いとなり、その「根拠」への問いとなる。

まず次のような問題がある(84ページの図を想起されたい)。即ち、ある意志Wを原因としてある出来事Mを生起させる(実現させる)といったことが、自由の因果性による行為であるように見えても、それが次のようなかたちをとる場合があ

「出来事」の形式と「行為」の形式

る。つまりそれが、「出来事Nを実現するためにMをなす」ということだとすれば、それは、もし出来事Mを生起させるならば、そのMが原因となってNという出来事を結果させるだろう」ということを意味している。そして、そのようなかたちでMをなそうと欲する場合、そうした行為をなすように意欲をかたちづくっているものは出来事Nなのであり、それはカントによれば、Nを原因として意志Wを結果とすることを意味するからである。つまり、〈原因W↓結果M〉という行為の前には、〈原因N↓結果W〉という関係が隠されているわけである。だがこれは結局、先の〈原因L↓結果M〉〈原因M↓結果N〉という出来事の連関形式と同じである。それにもかかわらず、それが単に出来事ではない「自由による行為」のように見えるのは、こうすればこうなる、したがって、これのためにこれをなそう……^(h)といった仕方、つまり知りつつ欲するという仕方であることができるからであろう。そして、その限りでその理性や意志は、出来事の経過の形式である時間系列を超えた場所に立ち、いわばそこから未来の出来事を展望し、先取することができる。——しかし少くともこの場合、それは「理性と意志」という迂路を経由しているだけであって、決して「自由からの行為」を意味するとはいえないだろう。というのも、行為をなすように意志を動かしているもの、つまりその原因が、時間系列の中の因果の水平的・相対的な連鎖の中に位置しているようなものならば、結局その意志による行為も、予想される当該の出来事連鎖を事実的にたどって結果(目的)に到達するという「行為」としてしか成立しないからである。

したがって、出来事と異なるものとしての行為の成立の仕方への問いは、つまりはまた「自由の因果性」への問いは、単に「理性や意志」という次元に移っただけでは明らかにならない。まして、objektivあるいはkörperlichに観察しうる「行為」から、そうではない subjektiv で心的な区域を区別することによって自由の拠点を確保する、ということとはできないであろう。——いづれにせよ、「行為」はそのように、何か objektiv に観察しうるような出来事としてなされたときに始まるものではないであろう。カントが行為の「原因」あるいは「始まり(Aufang)」を、理性あるいは特に「意志」ということに置いたとき、それは、行為が、あることをなそうと欲するときに始まるのであり、それがその行為の結果として引き起

こす (wirken) 原因である、ということの意味しよう。そしてこのような行為の「始まり」は、「ある時に (zu einer gewissen Zeit) 始まる」⁷⁾ ような時間的な始まりではないという。というのも、そのように始まるものは「時間のうちで生起するもの」、すなわち出来事であり、「端的に最初の始まり」ではなく、相対的な「時点」にすぎないからである。つまり、出来事の始まりは、「時間規定の法則」つまり自然因果性によって、それに先立つ時点における他の状態の Folge (続き、帰結、結果) として、相対化されてゆくからである。

四 二つの論理形式——自然と倫理

だがそれにもかかわらず、少なくとも理性や意志という場所に関するかぎり、つまり、行為の主体が自らのなすことを (何らかの意味で) 知り、欲しているというそのことに関するかぎりでは、かれは出来事の時間的な系列の地平を超え、したがってまた何らかの自由をもっているといえるのではないか？ つまり、その当の主体 (理性と意志) にとつては、何をなすか、どのようになすか、なそうか・なすまいか 等々のことは、己れの意中にあることであって、それゆえそのつどそれを選んでいえるのではないか？ つまり、その行為への意欲がどのようなかたちで方向づけられようとも、私は己れ自身を己れの行為の出発点であると感じ、したがって「自由」であると感ぜうるのではないか？

確かに、こうしたことがあってはじめて、あることが行為として問われ、そしてそれをなす者がその行為の主体あるいは原因として問われうるのだといえよう。だがここで再び、そうした自由による行為とは何なのかと問わねばならない。私が始まり (原因) である、と思うことと、自由から行為する、ということとは同じことなのか？ とすると、自由および行為は、「Subjektivität」というひとつの場所、私 というひとつの領域に、その全ての拠点を有することになるのだろうか？

「出来事」の形式と「行為」の形式

こうしたことはある意味では否定的に、しかし別の意味では肯定的に答えられうるであろう。つまりそのままでは、問題となつてゐることがら（自由、行為、Subjekt、私……）は限定されないまま空転する他ない。——そこでこの節では、そうした問題を念頭に入れつつ、それらをより明確に限定してゆく地平へのひとつの見通しを輪郭づけておきたい。

何かがなされる場合、それは自然因果性という形式をもつのか、それとも自由の因果性という形式をもつのか、そしてひいては、それは単なる自然の出来事（現象）なのか、それとも倫理的な行為なのかという區別、——この區別はカントにおいては嚴格である。人間的な事柄の一切をもこの式の二者択一にかける、時には不自然にすら見えるカントの流儀はしばしば抗議的でもあった。しかしカントにとって、この二つの因果形式によって代表される「自然」と「自由」、および「自然」と「倫理」という二つの圏域は、互いに他を犯すことなくともにその存立を保証さるべきものであった。そしてとくに、自然の倫理への越権ということは、カントの警戒するところであった。

しかし、もし自由による行為ということがないとしたら、またひいては、もしあることを「倫理的」な事柄として問うる地平がないとしたら、越権 ということを言うまでもなく、人間のなすことの一切と人間自身とは、「自然学的に」説明されざるを得ないであろう。そして生起する一切には「自然必然性」が支配することになるのではないか。

では、かかる「自然学的な説明」を拒む権利、したがってまた「自然法則の必然性からの自由」は、どのようにして保証されうるのか？ この保証は、単に「心的」な領域を設定したとしても、あるいはあらゆることさらに「わたしの（表象、行為……）」という空虚な標示を張りつけたとしても、あるいはまた、いわゆる「反自然学的」な領域を単に立てたとしても、与えられない。というのも、他方で自然学（的な説明）の方は、その根拠と射程に関して十分な妥当性と権利を保証されているからである。

だが、その自然学的な説明の射程は、どこまで及ぶものとして根拠づけられているのか？ つまり、その限界線はどこに引かれるのか？ これは「限界づけ」という問題である。——カントの「批判」ということは二つの意味を含んでいる。即ち、ある認識の成立の可能性の根拠を問うということと、その認識の越権（限界を越えること）を告発し防止すること、即ち限界づけることである。そしてこの二つのことは表裏一体をなしている。すなわち、ある認識の限界づけは、その認識がいかにして可能なかと問うこと、つまりその認識の可能性のアプリオリな条件（論理的形式）を開示し示すことなしには、なし得ないのである。

かかる限界づけは、いわば「内側からの限界づけ」である。第一批判の「分析論」はこのような作業を行うものである。すなわち、「先験的原则」（自然因果性はそのひとつ）の体系という、ひとつの論理形式の体系によって、「可能的経験」あるいは「自然」というひとつの論理空間がはじめて開示される。「可能的経験」というこの論理空間は、実質的・事象的経験としては開かれた（限界がない）ままでありながら、形式的・可能的には閉じられた（限界をもった）、そのような空間として開示される。つまり、ひとつの論理空間を開示し根拠づける論理的形式は、同時に、その空間を内側から限界づける形式でもある。

自然因果性と出来事、あるいは自然法則と自然とはこのような関係にある。したがって、かかる論理的形式と論理空間とが唯一のものであるとすれば、たとえそれが「限界」をもっていたとしても全てを包含することになる。

ところで、「自由の因果性」とは、そうした「自然因果性」を、即ち「いかなる現象もその例外であることを許されない」とされる自然法則を、より越える可能性を手探るものである。しかし、出来事の系列の地平を越え出るためには、つまり「自然」という「唯一の可能的経験」の圏域の外に出てゆくことができるためには、そこへと超えてゆくためのある別の圏域が開示され根拠づけられていなければならない。そのためには、自然法則という論理的形式が世界のように規定する唯一の形式ではないということを示す、ある別の論理的形式の可能性を切り開かなくてはならない。

「出来事」の形式と「行為」の形式

これはいわば、外側からの限界づけ^⑧とすることができよう。即ち一般に、ひとつの論理空間の「限界」は、その論理空間の可能性のアプリオリな形式、即ちその空間を開示する論理的形式によって内側から限界づけられ、そして、それとは異なるある別の論理的形式によって開示される別の論理空間によって、外側から限界づけられる。——そして第一批判の「弁証論」、特に（自然と自由の）「二律背反論」は、こうした外側からの限界づけの可能性を探っていると見ることが出来る。そして、この自然法則と自然をどのように外側から限界づけるのは、「道德法則」という論理的形式によって開示される「倫理」という論理空間だということになるのだが、無論これは、第二批判に至るまでの課題である。——いづれにせよ「自由の因果性」とはその転回の軸となる問題であり、そして「道德法則」という論理的形式へと完成されねばならない概念である。

以上、これまでの考察では、自由の因果性をもつばら、自然因果性からの自由という仕方限定されたのであった。すなわち、自由からの行為とは、出来事の連関には組み込まれるのではないということ、したがって時空の条件の下には立たないということ、つまりは自然法則の必然性には従属しないということ、そしてそのようなものとして「行為」は「出来事」ではないということ、——このような negativ な仕方でその可能性を開いてきたのであった。

しかし、こうした「negativ な意味での自由」^⑨は、同時に「positiv な意味での自由」^⑨でなくてはならない。換言すれば、「自然必然性」から自由であるということは、同時に、ある別の必然性、即ち「行為の必然性」に従うということでなければならぬ。カントはこの「行為の必然性」を「当為（ベシ）」^⑩ということばで示している。そしてカントにおいては、「必然性」はつねに「法則」と不可分である。——したがって、自然法則という「法」が支配するひとつの圏域（自然）の外に出るということは、カントにとつては、同時に、ある別の「法」（道德法則）が支配する圏域（倫理）の中に入るといこととでなくてはならない。つまり、あるひとつの論理的形式をまぬかれる（frei）こと、それから自由である（frei）こと、それ

を超え出るということは、ある別の論理的形式に従うということである、といえよう。——それゆえ、自然必然性からのというネガティブな自由は、同時にそれとは異なる法則、即ち行為のかたちを普遍的・必然的に定め根拠づける法則に従い、そのことによってはじめて「倫理的」と呼びうる地平を開示するところの、ポジティブな自由であらねばならないことになる。そして、そこにおいてはじめて、ある「理性と意志」あるいは「主体」が、行為の「アルケー」（原因、始まり、根拠）であり、「自由」であるといえるのであろう。

(エピローグ) 行為の形式である自由の因果性への問いは、出来事連関の地平の中に水平化され相対化されることのない原因、つまり理性や意志を第一の始まりとして行為することとして出発した。しかしそのことは、以上の考察によれば字義通りには保持し得ないことになる。というのも、カントによれば、「自由による行為」の究極のアルケーとは、「理性と意志」（知り、欲すること）というよりもむしろ、「道徳法則」（何を、そしていかに知り、欲するかを規定する普遍性）だと言わねばならぬからである。あるいはそのことは、行為の形式は道徳法則であるという仕方です。「自由」が限定されねばならない、ということであろう。そしてそのかぎりでは、行為の主体 (Subjekt)、あるいは「わたし」ということに伴う「subjektiv」なものを超える普遍的なものが、究極的な「原因」であり「根拠」でなければならぬのであろう。——こうしたことはまた、自由と道徳法則との関係、そして行為（意志規定）の主観性と客観性といった問題であり、それらにより明らかにしてゆくためには、「道徳の形而上学への基礎づけ」から「実践理性批判」に至るカントの思索の筋道を詳細にたどらねばならない。

註

- (a) 言うまでもなく、欧米語では「主語」も「主体」もともに「Subjekt」である。

- (b) たとえば「正」「不正」を、あるいは「善」「悪」をなすこととして、また「正しい、あるいは不正な仕方で」とか「よい、あるいは悪い仕方で」なすこととして問うることによって、——とも言うことができよう。ある「同一」の行為は、いくつもの仕方でも記述できる。しかし、「何をなしているのか?」という問いに対して上述のように答えるということがまた「倫理的」な地平を、すなわち問いと答えが呼応する倫理的な地平を形成するとも言えよう。——ただし、ここでは「正・不正」「善・悪」の内実はまだ規定されていない。カントの場合それらの概念は、いわばそれに先行する行為の普遍的「形式」によって、あるいはその形式とともに限定されてゆく概念である、ということになろう。
- (c) 「概念は、可能的判断の述語として、まだ規定されていない対象の何らかの表象に関係する」(A69=B94, Kritik der reinen Vernunft)。そして「純粹悟性概念」すなわち「カテゴリー」は、経験の対象一般の「先験的述語」であった。つまりカテゴリーとは、あるものを何ものかとして最初につかみとる (Begreifen) 形式なのである。
- (d) 「思惟するこの私、あるいは彼、あるいはそれ(もの)によっては、思惟の先験的主観 \parallel X以外の何ものも認識されない。この主観は、その述語であるところの思惟されたことがらよってのみ認識されるのであり、その主観だけを切り離してはわれわれはそれについていささかの概念ももつことはできず、それゆえその周りをたえずぐるぐると循環するのみである」(A346=B404)。
- (e) 「結果は原因には先行しない」ということは、「原因が結果に先行する」ということと、それらが同時に存在する」ということとの二つを含意している。
- (f) しかしこの問題は、「誤謬推理論」における「主観の実体性」、あるいは「魂」の「先験的述語」づけの問題として、ある側面からすでに論じられているともいえる。
- (g) したがって、われわれが「行為」ということをそのような「出来事」の地平でとらえるかぎり、例えば先に見たような「objektiv」に観察されうる körperlich (物的・身体的) な運動や行動といったこととしてとらえるかぎり、われわれはその行為の「主体」をもっぱら körperlich に同定することができるのみであろう。それゆえ、その場合の主体の「同一性」も、身体の同一性に他ならないだろう。したがってまたここでは、行為の「帰責」の問題も、その行為の原因者を自然法則に従って körperlich に指定するという仕方ではなされるのであり、それゆえ、それは「道徳的帰責」とは別の問題である。
- (h) これは、カントが後に「仮言命法」としてとりあげている問題である。

- (1) A543~4=B571~2
- (3) A540=B568
- (5) A534=B563
- (7) A551=B579
- (9) A553~4=B581~2

- (2) A550=B578
- (4) A543=B571
- (6) A539=B567
- (8) A543=B571

(日本學術振興會奨励研究員)